令和７年７月１日
キノンビクス株式会社

■くるみん認定　行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和７年７月１日　～　令和９年6月３０日　までの２年間

２．内容

目標１：仕事と子育ての両立についての相談・情報提供窓口を設けて社員に周知。
対象社員を把握して意向確認を積極的に実施する。

＜対策＞

- 令和７年７月　～　正式な相談窓口の設置ち全社員への周知
- 令和７年８月　～　相談窓口の担当部署内にて具体的なアクションプランの検討
- 令和７年 12 月～　年末調整を機会に扶養する子の把握、扶養以外の子の把握のの為に全社員への働きかけ実施。
 朝礼、社内掲示（社内イントラ内等）で社員への周知徹底

目標２：計画期間内に、育児休業等の取得者数、取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得者１人以上
女性社員・・・取得率 75%以上（女性有期雇用労働者を含む）

＜対策＞

- 令和７年７月　～　現状の育児休業取得率を把握・分析する
- 令和７年８月　～　社内検討委員会での検討開始
- 令和７年 12 月 ～　計画的な取得に向けて管理職向けに周知徹底
- 令和７年 12 月 ～　人事・総務部門とリアルタイムな情報共有にて事前に対象者へ意向確認と周知を実施して、取得しやすい環境づくりへ

目標３：計画期間内の終了日の属する事業年度における 25～39 歳フルタイム労働者の法定時間外労働及び法定休日労働の平均を各月 42 時間未満とする。

＜対策＞※1 年間の変形労働時間制を導入しているため 42Hを上限とする

- 令和７年８月　～　直近事業年度（2025/6 期）の実態把握
- 令和７年９月　～　対象となる社員の特定と管理者向けに周知徹底
- 令和７年 10 月 ～　社内検討委員会にて、就労状況をチェック（月に３回）
 全社員に向けて、42 時間/月が上限とする意識の醸成